

いたばし 環境管理ニュース

2015年2月1日
第365号

(板橋区公式ホームページからも閲覧可能)

http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/004/004325.html

発行:板橋環境管理研究会

〒173-0005 板橋区仲宿54番10号

電話:03-3962-0131 FAX:03-3962-0133

今号のトピックス

- 1 板橋環境管理研究会 見学研修会
- 2 再生可能エネルギー特別措置法施行規則の一部を改正する省令と関連告示の公布
- 3 省エネ住宅に関するポイント制度(国)

板橋環境管理研究会 見学研修会

板橋区役所南館新庁舎 設備見学会

今年度、板橋環境管理研究会では、昨年完成しました板橋区役所の南館新庁舎の耐震、省エネ等設備施設の見学会を実施致します。

新南館は、防災拠点として建物全体が免震構造になっており震度7の地震にも耐えうるものとなっています。4階部分には防災センターを設置し、新たに防災支援システムを構築する事によって、情報の収集、伝達、迅速な意思決定ができるセンター機能を設けています。

環境面では、屋上だけでなく南向きの外壁部分に太陽光パネルを設置し、ビルエネルギーマネジメントシステム(BEMS)を採用して、環境にやさしく効率的にエネルギーを活用できる建物になっています。

今回の見学会では、普段見ることの出来ない地下免震構造やBEMSを見学する予定です。

※本研修会は板橋環境管理研究会会員の方を対象としています。

1. 日程:平成27年3月25日(水) 10:00~12:00(予定)
2. 見学先:板橋区役所南館(新庁舎)(東京都板橋区板橋二丁目66番1号)
3. 費用:無料
4. 定員:20人(先着順)
5. 締切:2月27日(金)
6. 申込・問合せ:

板橋環境管理研究会 猪飼

電話:03-3962-0131 FAX:03-3962-0133



板橋区役所南館新庁舎

再生可能エネルギー特別措置法施行規則の一部を改正する省令と関連告示の公布

資源エネルギー庁は、昨年12月18日付で「再生可能エネルギーの最大限導入に向けた固定価格買取制度の運用見直し等について」をとりまとめ、関係する省令・告示改正案についてパブリックコメントを実施しました。頂いた御意見等を踏まえた上で、1月22日付で電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令と関連告示が公布されました。

1. 改正趣旨

資源エネルギー庁は、再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電設備の接続申込に対し、複数の一般電気事業者で回答保留が生じている状況を踏まえ、総合資源エネルギー調査会の新エネルギー小委員会及び同小委員会系統ワーキンググループにおいて、問題点の整理及び当面講ずべき対応策の検討を行った結果を踏まえ、新たな出力制御ルールの下での再生可能エネルギー導入への移行及び固定価格買取制度の運用見直しを行うことになりました。

電力系統への接続に制約が生じる中、最大限の再生可能エネルギー導入(kWh ベース)を実現するためには、より実効的かつきめ細かな出力制御ルールを導入することが不可欠です。今後、新たな出力制御ルールに基づき、きめ細かな出力制御を行うことで、再エネ電源の最大限導入を進め、「安定供給」と「再エネの導入拡大」との両立を図っていきます。

2. 改正省令・告示の内容

- 新たな出力制御ルールの下での再生可能エネルギーの最大限導入
 - (1)出力制御の対象の見直し
 - (2)「30日ルール」の時間制への移行
 - (3)指定電気事業者制度の活用による接続拡大
- 固定価格買取制度の運用見直し
 - (1)太陽光発電に適用される調達価格の適正化
 - (2)接続枠を確保したまま事業を開始しない「空押さえ」の防止

3. 今後の対応

- 接続可能量の定期的な検証
- 出力制御に関するルールやその遵守状況をチェックする仕組み等の整備
- 出力制御期間の見込みの公表等
- 連系線利用ルール等の見直し
- 住宅用太陽光発電等の小規模太陽光発電や小規模風力発電に関する出力制御の適用時期の後ろ倒し

4. 施行日

平成27年1月26日

※省令の一部及び告示については、2月15日に施行。

(経済産業省ホームページより) 詳細につきましては下記ホームページを参照してください。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/index.html

省エネ住宅に関するポイント制度(国)

省エネ住宅に関するポイント制度(省エネ住宅ポイント制度)は、省エネ住宅の新築やエコリフォームの普及を図るとともに、消費者の需要を喚起し、住宅投資の拡大を図る事を目的とし、一定の省エネ性能を有する住宅の新築やエコリフォームに対して、様々な商品等と交換できるポイントを発行する制度です。

※本制度は、平成26年度補正予算の成立を前提としています。正式には国会での審議を踏まえ制度として創設されます。

1. ポイント発行対象

本制度では、省エネ性能を満たすエコ住宅の新築、対象工事を実施するエコリフォーム及び省エネ性能を満たす完成済みの新築住宅の購入を対象とします。

(1) エコ住宅の新築

自ら居住することを目的として新たに発注(工事請負契約)する新築住宅。

所有者となる人が発注する場合を「注文住宅」、販売会社等が発注し、所有者となる人が購入するものを「分譲住宅」とします。

(2) エコリフォーム

所有者等が施工者に工事を発注(工事請負契約)して実施するリフォーム。

(3) 完成済購入タイプ

自ら居住することを目的として購入(売買契約)する完成済みの新築住宅。

※平成26年12月26日までに建築基準法に基づく完了検査の検査済証が発行されたもの

2. 対象住宅の要件及びポイント数

(1) エコ住宅の新築及び完成済購入タイプ

次のいずれかに該当する新築住宅をポイントの発行対象とし、1戸あたり 300,000 ポイントを発行します。なお、ポイントを申請する際には、下記の基準に適合することについて登録住宅性能評価機関等の第三者機関による証明を受ける必要があります。

[1] 一般住宅(全ての構造)

- a) トップランナー基準の一戸建て住宅
- b) トップランナー基準相当の共同住宅等
- c) 一次エネルギー消費量等級5の性能を有する住宅

[2] 木造住宅

- a) 一次エネルギー消費量等級4の性能を有する住宅
- b) 断熱等性能等級4の性能を有する住宅
- c) 省エネルギー対策等級4の性能を有する住宅

(2) エコリフォーム

以下の要件を満たすリフォーム工事等をエコリフォームの対象とします。なお、ポイントを申請する際には、対象工事に関する証明書等が必要になります。

1戸あたりの発行ポイント数は、対象工事内容ごとのポイント数の合計とし、300,000 ポイントを限度とします。ただし、耐震改修を行う場合は、1戸あたり 450,000 ポイントを限度とします。

- [1] 窓の断熱改修:窓の大きさに応じて 3,000~20,000 ポイント
- [2] 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修:部位に応じて 30,000~120,000 ポイント
- [3] 設備エコ改修工事(エコ住宅設備の内、3種類以上を設置する工事):設備の種類に応じて 3,000~24,000 ポイント
- [4] その他の工事等

「[1]窓の断熱改修」、「[2]外壁、屋根・天井又は床の断熱改修」又は「[3]設備エコ改修」のい

いずれかの工事に併せて行う次の工事等を対象とします。

- a) バリアフリー改修:改修箇所に応じて 6,000～30,000 ポイント
- b) エコ住宅設備の設置(3種類未満を設置する工事):設備の種類に応じて 3,000～24,000 ポイント
- c) リフォーム瑕疵保険への加入:1契約あたり 11,000 ポイント
- d) 耐震改修:1戸あたり 150,000 ポイント

[5] 既存住宅購入加算

既存住宅について、平成26年12月27日以降に売買契約を締結し、売買契約締結後3ヶ月以内にエコリフォーム対象工事の工事請負契約を締結する場合にポイントを加算します。

既存住宅購入加算で発行されるポイント数は、他のエコリフォーム対象工事等で発行されるポイント数の合計と同数のポイント数としますが、100,000 ポイントを上限とします。

3. 対象期間

(1) エコ住宅の新築及びエコリフォーム

以下の期間内に契約、着工・着手、完了したものを対象とします。

[1] 工事請負契約

平成26年12月27日(閣議決定日)以降

※既存契約の変更を含みます。(ただし、着工・着手前のものに限る。)

[2] 建築着工・工事着手

平成26年12月27日(閣議決定日)～平成28年3月31日

※予算成立日以降に工事完了するものであって、別途定める期間内に完了報告が可能なものを対象とします。

(2) 完成済購入タイプ

平成26年12月26日までに建築基準法に基づく完了検査の検査済証が発行されたもので、予算成立日以降に売買契約を締結した新築住宅を対象とします。

4. 従来制度との主な違い

		従来制度(復興支援・住宅エコポイント)	新制度(省エネ住宅ポイント)
対象期間		H23. 10～H24. 10に <u>着工</u>	<u>閣議決定日(H26.12.27)以降に契約</u> (着工は契約締結日～H28. 3. 31)
対象住宅		新築、リフォーム	新築、リフォーム、 <u>完成済新築住宅の購入</u>
対象種別		持ち家、借家	持ち家、 <u>借家(リフォームのみ)</u>
対象住宅の性能要件等	新築	トップランナー基準相当(木造住宅は等級4)	トップランナー基準相当(木造住宅は等級4)
	リフォーム	(1)窓の断熱改修 (2)外壁、屋根・天井、床の断熱改修 +上記(1)又は(2)にともなう以下の工事等 [1]バリアフリー改修 [2]エコ住宅設備の設置 (太陽熱利用システム、高断熱浴槽、節水型トイレ) [3]リフォーム瑕疵保険への加入 [4]耐震改修	(1)窓の断熱改修 (2)外壁、屋根・天井、床の断熱改修(部分断熱可) <u>(3)設備エコ改修(エコ住宅設備3種類以上)</u> +上記(1)～(3)のいずれかにともなう以下の工事等 [1]バリアフリー改修 [2]エコ住宅設備の設置 (太陽熱利用システム、高断熱浴槽、節水型トイレ、 <u>高効率給湯機、節湯水栓</u>) [3]リフォーム瑕疵保険への加入 [4]耐震改修
ポイント数	新築	被災地:30万ポイント、その他:15万ポイント	30万ポイント
	リフォーム	最大 30万ポイント(耐震改修を行う場合:最大45万ポイント) (工事内容に応じ2千～10万ポイント)	最大 30万ポイント(耐震改修を行う場合:最大45万ポイント) (工事内容に応じ <u>3千～12万ポイント</u>) <u>(既存住宅購入を伴うリフォームはポイント加算)</u>
交換商品		地域産品、商品券等 (被災地支援にポイントの半分以上を充当)	地域産品、商品券等

(国土交通省ホームページより) 詳細につきましては下記ホームページを参照してください。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr4_000046.html